

居宅介護支援事業所 ふじの木 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 ふじの木
所在地	広島市佐伯区藤の木157-21
介護保険指定番号	3470207519
通常の事業実施地域	佐伯区

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者兼介護支援専門員	事業所の管理・運営全般	1名		1名
	居宅介護支援の提供	1名		1名

(3) 窓口開設時間

(営業日) 月曜～金曜日

ただし、12月30日～1月3日までは休日とします。

(営業時間) 8時30分～17時30分

ただし、緊急であり、必要と認められた場合は、この限りではありません。

3. 居宅介護支援の内容

(1) サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業所との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務
- ⑧ 介護保険施設等への紹介等

(2) サービスに係る留意点

- ①病院等に入院する必要性が生じた場合には、入院時に担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院の病院等に伝えて頂くようお願ひいたします。
- ②利用者及びその家族は、居宅サービス計画作成にあたり複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めるごとに、居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることが出来ます。

4. 利用料金

基本料金および加算料金等

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

*利用者の保険料滞納のため、法廷代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、広島市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

別 紙の基本料金・加算料金表のとおりです。

5. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医の連絡等必要な措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれからのお客様の秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

8. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

9. 苦情相談窓口

*サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：坂本 直美 (管理者兼介護支援専門員)

窓口責任者：尾方 昌克 (施設管理者)

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 082-929-6033

FAX 082-929-6023

*公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

広島市役所 健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導係

所在地： 広島市中区国泰寺1丁目6番34号

電話番号： 082-504-2183

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地： 広島市中区白島町19番49号

電話番号： 082-554-0770

広島市佐伯区役所 厚生部福祉課高齢介護係

所在地： 広島市佐伯区海老園一丁目4番5号佐伯区役所別館2階

電話番号： 082-943-9730

*苦情処理第三者委員 氏名 原田 照美 電話番号 090-7137-4663

 氏名 梶山 正治 電話番号 090-4898-6047

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

10. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため指針を定め、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村又は地域包括支援センターに通報します。

(1) 虐待の防止に関する責任者は管理者とします。

ご利用相談室 窓口責任者：管理者 坂本 直美

ご利用方法 電話：082-929-6033

(2) 虐待を防止するために従業者に対する研修を年1回開催します。

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をします。

(4) その他虐待防止のために必要な措置します。

1 1. 身体拘束の禁止について

居宅介護支援サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとしています。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

1 2. 事業継続計画について

事業所及び従業者は業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、状況に応じて計画の見直しを行いその計画に従い必要な研修及び訓練を実施しています。

1 3. 衛生管理について

事業所及び従業者は感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する感染対策委員会を設置し年2回開催して会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し整備を行っています。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めています。

1 4. 就業環境の確保について

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとしています。従業者が支援にあたってハラスメント等のストレス対策に関する研修を活用し、従業者のメンタルヘルスケアに取り組み、悩みや苦悩を相談できる体制を整えハラスメント防止を講じます。従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めています。

1 5. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様です。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

＜事業所＞

所在地　　広島市佐伯区藤の木157-21

事業所名　社会福祉法人　平和会

居宅介護支援事業所　ふじの木

説明者　　坂本　直美　　印

令和　　年　　月　　日

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援について重要事項説明を受け同意し受領しました。

＜利用者＞

住所　　広島市

氏名　　印

＜利用者代理人（選任した場合）＞

住所

氏名　　印　　（続柄　　）